

社会福祉法人函館一条 役員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人函館一条定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 1) 常勤役員等については、報酬、賞与、通勤手当を支給する。また、退職手当については支給しない。
- 2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき旅費を支払いすることができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 1) 報酬については、別表2に定める額
 - 2) 賞与については、別表3に定める額
 - 3) 通勤手当については、職員給与規定第15条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のために出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第27条に準じた日とする。
 - 2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、職員給与規定第2条に準じて支払うものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金を控除して支給する。

（公表）

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(補足)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事会、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額
日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬
・理事長 月額 500,000円
業務執行理事 月額 400,000円

別表3 常勤役員等の賞与
6月の賞与 報酬月額×2.025ヶ月
12月の賞与 報酬月額×2.175ヶ月